

第20号議案

「ワールド・ビジョン・サマースクール2024」の後援名義の使用について

上記の議案を提出する。

令和6年4月12日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 後援 名義使用申請書

2024年3月6日

文京区教育委員会

殿

申請者 (申請団体) 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

住所 (所在地) 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー3F

代表者名 (ふりがな) かたやまのぶひこ

理事長 片山信彦

代表者連絡先 電話番号 080-3533-5654

(事務担当者) 事務担当 松本謡子

下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	ワールド・ビジョン・サマースクール2024
共催又は後援名義等の使用を必要とする理由	<p>本イベントは、当団体のグローバル教育活動の一環として、小学生を対象に2006年より開催を重ね、参加された児童・保護者の皆さまに、国際理解教育の機会を提供して参りました。社会福祉協議会様との連携協定を通して文京区民の成人・児童の皆さまへの寄付や国際協力に関する啓発活動に実績があり参加者の方のお声から、地球規模課題や国際理解教育に深い関心をお寄せいただいている文京区内にて、本年、対面のイベントを企画しております。</p> <p>当団体と事業は認知度に課題があり、より多くの皆さまに、まずは事業を知っていただく必要があると考えております。</p> <p>貴文京区教育委員会さまのご後援をたまわることで、社会的信用を増し、文京区在住のより多くの児童および保護者の皆さまに開催案内を届けられることを願い、申請いたします。</p> <p>文京区での啓発活動実績 2018年文京区社会福祉協議会主催「文京つながるメッセ」ブース出展 2021年文京区社会福祉協議会主催「オンライン遺贈セミナー」登壇 2022年文京区社会福祉協議会文京ボランティア支援センター主催「夏ぼら」パネル展示 2023年文京区社会福祉協議会文京ボランティア支援センター主催「夏ぼら」ブース出展</p>
実施期間	2024年7月25日 (木) オンライン開催 2024年7月26日 (金) 中野区対面開催 2024年7月27日 (土) 文京区対面開催 (3日間)
実施場所	7月25日 : Zoom 7月26日 : ワールド・ビジョン・ジャパン事務所 7月27日 : 文京シビックセンター多目的室 (予定)

事業内容	目的※	<p>本イベントが小学生児童および保護者にもたらすメリットは以下3点でございます。</p> <p>①生きる力「思考力、判断力、表現力」を養う 本イベントでは、バーチャルツアー（オンライン開催）を通じて、ケニアの子どもたちの現状に目を向け、自ら課題を発見し、参加者同士で解決策を考え、話し合います。参加型形式で主体的・対話的に学びを深め、思考力、判断力、表現力を養います。これまで本イベントでは同手法により、新たな発見や豊かな発想が生まれています。また、国際NGOの支援事業実務者や塩野義製薬株式会社の社員に直接質問をする機会を設け、学びに向かう力と探求心を高めてきました。</p> <p>②学びを人生に生かす バーチャルツアーを通じて、国際NGOとして支援事業地の様子をリアルに紹介しますので、環境の異なる同世代に出会う経験が豊かな価値観を育みます。また、ケニアの首都と支援事業地の違いを明確に伝えることにより、「アフリカ」の固定概念が大きく変わり、グローバルな視野を身に付け、「世界」への興味を広げます。さらに、これらの異文化体験と多様性理解を通して、参加者自身の「日常」をふり返るきっかけを得ることができま</p> <p>す。対面開催では、塩野義製薬株式会社による「手洗いチェック」を実施し、正しい手洗いと感染症から自身や周囲を守る方法を身に付けます。</p> <p>③体験を通してSDGsにこれまでよりもさらに理解を深める バーチャルツアーを通じて、電気・水道・ガスのない暮らしを疑似体験し、安全な水やトイレ、栄養価の高い食事、医療サービス等の重要性について、実感を持って理解を深めます。ケニア駐在スタッフや支援事業実務者、塩野義製薬株式会社の社員が専門性の高い情報を小学生向けに発信しますので、課題解決のために自分にできることを具体的に考える実践的な学びとなります。対面開催では、途上国で子どもたちが水汲みに使用しているタンクを用いた「水汲み体験」を実施し、本物に触れる機会を通して記憶に残る深い学びを届けます。</p>
	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン開催（予定）：バーチャルツアーでのケニア訪問、支援事業地の子どもたちの家庭、学校、診療所訪問、参加者同士の話し合い、支援実務者からのレクチャー、塩野義製薬株式会社研究所でのバーチャルレクチャー、質疑応答 ・対面開催（予定）：途上国の子どもたちの生活を紹介する大きな写真紙芝居、水汲み体験、SDGsレクチャー、塩野義製薬株式会社による手洗いチェックと正しい手洗いレクチャー、質疑応答
	対象者	小学生および保護者（参加予定人員オンライン500組、対面30組）
	参加費	無料
他団体の共催、後援等 (申請中、承認済の別)	協力：塩野義製薬株式会社、シオノギヘルスケア株式会社 後援名義申請中：中野区教育委員会	
備考	オンライン開催イメージは添付別紙5-10ページ、対面開催は11-12ページをご参照ください	
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに同意する		

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

ワールド・ビジョン・サマースクール 2024 事業実施要項

作成日	2024/1/16、3/25 修正
作成者	コミュニケーション課 松本謡子

企画名称	世界を知る・考える参加型イベント ワールド・ビジョン・サマースクール 2024
主催	特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン 協力：塩野義製薬株式会社様・シオノギヘルスケア株式会社様
背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際協力の普及啓発の一環として、団体設立当初より日本に住む子どもたちへ開発教育・グローバル教育プログラムを実施してきた ● 関係構築を重ねてきた文京区や団体事務所の所在する中野区の小学生親子の皆さまに広くご案内し、参加を促したい ● 塩野義製薬株式会社様・シオノギヘルスケア株式会社様の協力を得て専門性の高い情報発信をしたい
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・世界に目を向ける機会提供および国際協力への積極的な姿勢醸成 ・団体認知促進
ターゲット	・小学 1-6 年生とその保護者
目標	<p>【啓発】KPI 満足度：子ども 93%、保護者 91% 2023 年度子ども 93%、保護者 91% 2022 年度子ども 97%</p> <p>【認知向上】KPI ①申し込み数：900 組 2000 名 ・オンライン 870 組 1940 名 2023 年度 756 組 3 教室（塾・学童等） 1,771 名（小学生 966 名、保護者 805 名） ・対面 30 組 60 名（2023 年度はオンライン開催のみ）</p> <p>②参加者数：500 組 1200 名 ・オンライン：470 組 1140 名（子ども 690 名、保護者 450 名）、開催回数 1 回 2023 年度 422 組 933 名（子ども 509 名、保護者 424 名）、開催回数 1 回 2022 年度 602 名（子どものみ）、開催回数 4 回 ※実績は保護者もカウントに含める ・対面：30 組 60 名（子ども 30 名、保護者 30 名）、開催回数 2 回</p> <p>③記事掲載：5 件 2023 年度 3 件 2022 年度 9 件※告知 2 件、開催 7 件</p> <p>【リード獲得】KPI ・新規リード獲得 360 件（オンライン 500 組の内 350 組の新規+対面 10 組） 2023 年度 303 件（新規率 72%） 2022 年度 292 件（同 57%）</p>

施策内容	
内 容	<p>テーマ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーチャルツアーでケニアの子どもたちに会いに行こう ・塩野義製薬様の研究所で感染症からみんなを守る方法を考えよう <p>コンセプト：</p> <p>ケニアを訪問する疑似体験を通して、日本とは異なる環境へ理解を深め、ケニアの子どもたちとのつながりを持ち、水衛生・保健の課題解決策を考える。塩野義製薬様の研究所を訪問し、正しい手洗いを学び、自由研究に取り組み、まわりの人に伝える</p> <p>開催日時：</p> <p>7月25日（木）オンライン 90分 13:30-15:00 7月26日（金）中野区対面 90分 10:00-11:30（受付開始 9:30） 7月27日（土）文京区対面 90分 10:00-11:30（受付開始 9:30）</p> <p>オンラインプログラム 90分</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆イントロダクション：10分 ①日本からケニアへ。ナイロビから事業地へ：5分 ②事業地（家庭・学校）視察とリサーチ：20分 （事業地の子どもたちの遊び、食事、トイレ、手洗いなどを紹介し、気が付いたことを話し合う） 気が付いたことや感想、疑問を「自由研究」教材に書き込む ③WVJ スタッフによる支援事業説明と課題の解説：15分 休憩：5分 ④日本に戻り、レポートする自由研究まとめ：10分 ⑤塩野義製薬様の「研究所」訪問。シオノギヘルスケア株式会社様による正しい手洗いレクチャーとAMRクイズ：15分 ◆クロージング：10分（塩野義製薬様ご挨拶、WVJ 挨拶） <p>対面プログラム 90分（文京区・中野区共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆イントロダクション：5分 ①世界の子どもたちと水（写真紙芝居、水汲み体験）35分 休憩：5分 ②正しい手洗いを学ぼう（塩野義製薬株式会社様・シオノギヘルスケア株式会社様）：30分 ③質問タイム：10分 ◆クロージング：5分
ス ケ ジ ュ ール	<p>1.告知・集客スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月：文京区および中野区教育委員会後援名義申請 ・4/25（木）：団体ホームページにて告知および申込受付を開始 ・4/25：リリース配信、SNS 投稿 Facebook 公式アカウント（「いいね！」12万人、フォロワー11万人） ・4/25：外部サイト書き込み（いこーよ様等）、有料広告を検討 ・4月末：文京区・中野区・既存支援教育機関へチラシおよびポスター送付 ・5月：単独告知メール配信（HTMLメール） ・6/1：団体機関誌掲載 発行部数約7万部 ・6月上旬：団体メールマガジンにて告知案内 購読者数約9万件

2.コンテンツ作成スケジュール

- ・3-5月：コンテンツ作成、内部打ち合わせ
- ・4月：コンテンツ案を協議
- ・6-7月：塩野義製薬株式会社様・シオノギヘルス株式会社様 Zoom 打ち合わせ

3.リハーサルおよび開催スケジュール

- ・5-6月：ボランティア募集（対面のみ）
- ・7月上旬：WVJ 内部リハーサル、ボランティア登録・説明会（対面のみ）
塩野義製薬株式会社様・シオノギヘルスケア株式会社様 Zoom 最終確認
- ・7月25日（木）AM リハ、PM オンライン開催
- ・7月26日（金）AM 中野区対面開催、PM 文京区対面会場設営
- ・7月27日（土）AM 文京区対面開催

4.申込者への対応スケジュール（オンライン）

- ・7月上旬：リマメール
 - ・7月中旬：自由研究、旅のしおり送付
 - ・1週間前：Zoom 案内メール
 - ・2日前：リマメール
- 申込者への対応スケジュール（対面）
- ・6月末：申し込み多数の場合は締め切り後に抽選を行い、結果メールを配信
 - ・1週間前：リマメール
 - ・2日前：リマメール

<p>費用</p>	<p>告知集客：</p> <p>チラシ印刷費：47,130円（文京区20校+中野区21校+SP/DR学校5校） ポスター印刷費：42,960円（同上） チラシおよびポスター発送費：24,440円（同上） Facebook 広告費：SR チームに相談</p> <p>オンライン：</p> <p>Zoom1000名大規模：15,510円 自由研究印刷費：（内部印刷を検討） 事前資料発送費：126,000円（900組×140円）</p> <p>7/26 対面イベント（中野区）：</p> <p>保険料：1,310円 ボランティア交通費：15,000円 （WVJ 事務所会議室で実施予定のため会場費、施設利用費、資材運搬費は記載無し）</p> <p>7/27 対面イベント（文京区）：</p> <p>会場費、設備利用費等（前日設営・当日）：60,000円※本企画協力塩野義製薬株式会社様負担予定 資材運搬費：15,000円 保険料：4,320円 カメラマン：20,000円 ボランティアスタッフ交通費：30,000円</p>
-----------	--

		雑費：40,000 円 合計：381,670 円																																										
報	告	団体ホームページに開催報告を公開：8月上旬 Zoom 録画をYouTube 団体公式アカウントに公開：8月上旬 参加者へのメール配信：8月上旬																																										
総	括	7月中：WVJ 内部ふり回りミーティング 8月下旬または9月上旬：塩野義製薬株式会社様・シオノギヘルス株式会社様ふり回りミーティング																																										
実施体制																																												
内	部	企画・運営：コミュニケーション課 登壇・素材撮影協力：支援事業部 メール配信協力：分析・企画課 申込問合せ対応：支援者サポート課コンタクトチーム チラシおよびポスター発送、事前資料発送：ボランティア室																																										
外	部	塩野義製薬株式会社様・シオノギヘルス株式会社様 小金様、 ボランティアスタッフ（学校単位で募集）																																										
参	考	過去サマースクールの参加率： <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>開催日時</th> <th>対象</th> <th>申込数</th> <th>参加数</th> <th>参加率</th> <th>テーマ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022/7/28 (木) 13:30-14:50</td> <td>1-6年生</td> <td>342</td> <td>288</td> <td>84%</td> <td>感染症</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2022/8/3 (水) 10:00-11:00</td> <td>1-3年生</td> <td>262</td> <td>133</td> <td>51%</td> <td>貧困</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2022/8/3 (水) 13:00-14:30</td> <td>4-6年生</td> <td>221</td> <td>82</td> <td>37%</td> <td>貧困</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2022/8/5 (金) 10:00-11:30</td> <td>4-6年生</td> <td>218</td> <td>99</td> <td>45%</td> <td>多様性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2023/7/27 (木) 10:00-11:20</td> <td>1-6年生と保護</td> <td>1771</td> <td>933</td> <td>53%</td> <td>バーチャル</td> <td>756組と3教室、小学生966名、保護者805名</td> </tr> </tbody> </table>	開催日時	対象	申込数	参加数	参加率	テーマ	備考	2022/7/28 (木) 13:30-14:50	1-6年生	342	288	84%	感染症		2022/8/3 (水) 10:00-11:00	1-3年生	262	133	51%	貧困		2022/8/3 (水) 13:00-14:30	4-6年生	221	82	37%	貧困		2022/8/5 (金) 10:00-11:30	4-6年生	218	99	45%	多様性		2023/7/27 (木) 10:00-11:20	1-6年生と保護	1771	933	53%	バーチャル	756組と3教室、小学生966名、保護者805名
開催日時	対象	申込数	参加数	参加率	テーマ	備考																																						
2022/7/28 (木) 13:30-14:50	1-6年生	342	288	84%	感染症																																							
2022/8/3 (水) 10:00-11:00	1-3年生	262	133	51%	貧困																																							
2022/8/3 (水) 13:00-14:30	4-6年生	221	82	37%	貧困																																							
2022/8/5 (金) 10:00-11:30	4-6年生	218	99	45%	多様性																																							
2023/7/27 (木) 10:00-11:20	1-6年生と保護	1771	933	53%	バーチャル	756組と3教室、小学生966名、保護者805名																																						

以上

世界を知る・考える参加型イベント

ワールド・ビジョン・ サマースクール2024 企画説明補足資料

企画趣旨(サマリー)

オンライン開催 概要サマリーと開催イメージ

対面開催 概要サマリーと開催イメージ

ワールド・ビジョン・ジャパンのご紹介

P.2-4

P.5-10

P.11-12

P.13-16

World Vision

特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン



WVサマースクール2024企画概要



・名称：世界を知る・考える参加型イベント
ワールド・ビジョン・サマースクール2024

・目的：

1. 日本に住む子どもたちに世界に目を向ける機会を提供し、意識変革と行動変容を促し、国際協力への積極的な姿勢を醸成する
2. 塩野義製薬株式会社の協力により、感染症から身を守る方法を学び、まわりの人に伝えることができるようになってもらう

WVサマースクール2024開催概要

World Vision 

オンライン開催

- ・日時: 7月25日(木) 13:30-15:00
- ・会場: オンラインZoom
- ・対象: 小学1-6年生および保護者
- ・参加費: 無料

共通

- ・主催: WVJ
- ・協力: 塩野義製薬株式会社、シオノギヘルスケア株式会社
- ・後援: 文京区教育委員会(申請中)
中野区教育委員会(申請中)

対面開催

- ・日時: 7月26日(金) 10:00-11:30
- ・会場: WVJ事務所(中野区)
- ・対象: 小学1-6年生および保護者
- ・参加費: 無料
- ・日時: 7月27日(土) 10:00-11:30
- ・会場: 文京シビックセンター多目的室(予定)
- ・対象: 小学1-6年生および保護者
- ・参加費: 無料

WVサマースクール2024 テーマ

World Vision 

- ・アフリカ体験：
バーチャルツアーを通してアフリカを訪問したかのように異文化を体験し多様性への理解深める
- ・水衛生、保健：
WVJが支援を実施している事業地を訪問し、家庭や学校の視察を通して、課題を発見し、解決策を考える
- ・感染症予防：
塩野義製薬株式会社の研究所にて正しい手洗いのレクチャーを受け、周りの人に伝えることができるようにする

オンライン開催プログラム

World Vision 

13:30	イントロダクション
13:40	日本からケニアへ ナイロビから事業地へ
13:45	事業地視察（家庭・学校・ 診療所・溜め池など）
14:05	支援事業紹介と課題解説
14:20	休憩
14:25	ケニアから日本へ 自由研究まとめ
14:35	塩野義製薬による手洗い レクチャーとクイズ
14:50	クロージング
15:00	終了

●コンセプト(ストーリー):

バーチャルツアーでケニアの子どもたちと
出会い、水衛生や保健の問題をリサーチし、
解決策を塩野義製薬の研究所で考えます

●コンテンツ:

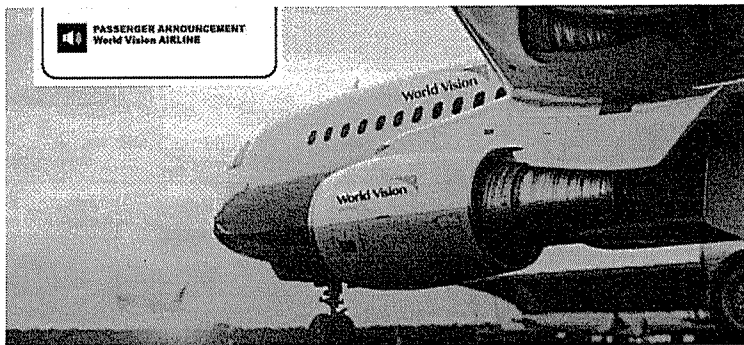
13:30-15:00(90分)

タイムテーブル: 左図参照

プログラム終了後15:00-15:30に自由参加
の「質問コーナー」を設けます

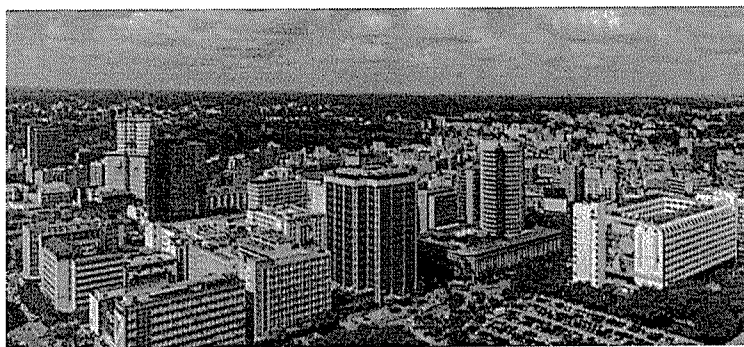
オンラインコンテンツ ① 日本を飛び出す疑似体験

「バーチャルツアーでケニアへ」 異文化体験、多様性理解



まるで海外旅行をしているような楽しい演出と疑似体験を通して日本とは異なる文化をリアルに体感できるプログラムです。

ケニアの中でも首都と支援事業地の違いを明確に伝え、「アフリカ」の固定概念が大きく変わります。

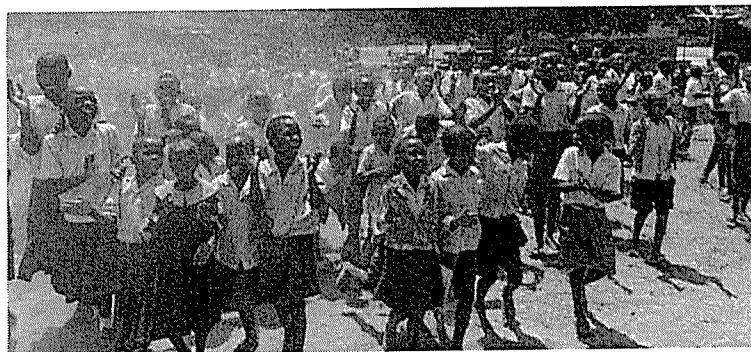


参加者の皆さまが得られるもの

- ・グローバルな視野を身に着け、「世界」への興味を広げます
- ・「日常」や自分のライフスタイルをふり返るきっかけを得ることができます

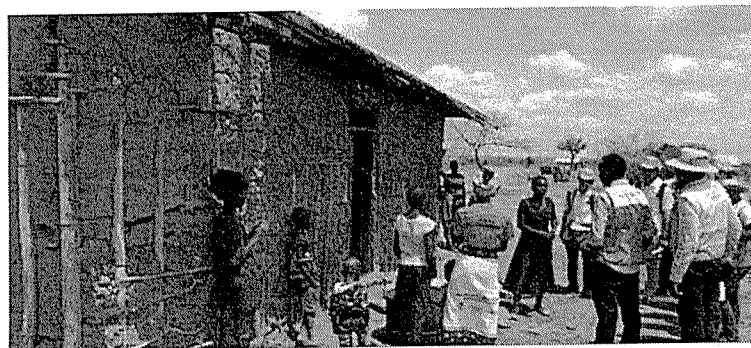
オンラインコンテンツ ② リサーチから「発見」を導く

ケニアの家庭・学校の現地視察 参加型「探求」プログラム



バーチャルツアーで支援事業地の家庭や学校を訪問し、気付いたことを参加者同士で話し合います。受け身ではなく、参加者自身が課題を発見できるプログラムです。

また、環境の異なる同世代に出会う経験が豊かな価値観を育みます。

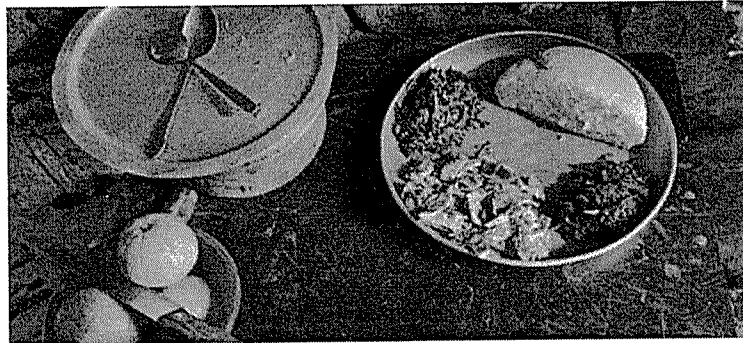


参加者の皆さまが得られるもの

- ・課題を発見する探究の姿勢と解決能力を身に着けることができます
- ・解決策の話し合いを通して、互いに意見を出し合い、理解を深めることができます

オンラインコンテンツ ③ 地球規模課題に目を向ける

貧困・保健・水衛生 課題を身近にするリアルな自分事化



バーチャルツアー参加中に電気・水道・ガスのない暮らしを疑似体験し、安全な水やトイレ、栄養価の高い食事、医療サービス等の重要性について実感を持って理解を深めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



参加者の皆さまが得られるもの

- ・これまでよりもさらにSDGsに理解深めることができます
- ・自分の体験を通して、地球規模課題を身近にすることができます



オンラインコンテンツ ④ 塩野義製薬によるレクチャー

企業連携による専門性の高い特別講義 感染症対策を学ぶ



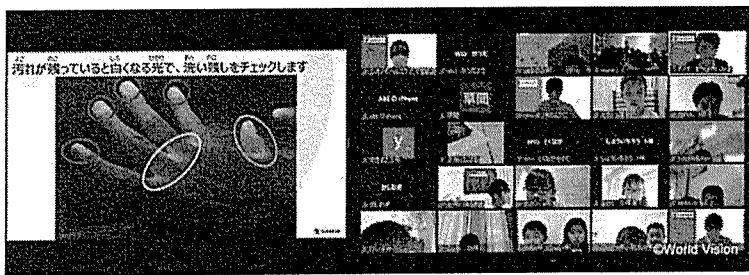
写真提供：塩野義製薬株式会社

塩野義製薬の研究所をバーチャル訪問し、本企画限定の特別講義を受講します。社員の方による小学生向けの実践的な感染症対策レクチャーです。

感染症を取り巻く社会課題に理解を深め、自分にできることを考えます。

参加者の皆さまが得られるもの

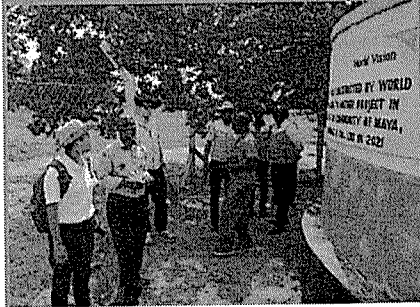
- ・感染症から自身や周りの人を守る方法を身に付けることができます
- ・薬の正しい使い方について、親子で理解を深めることができます



オンライン開催4つの魅力

World Vision

① リアルな素材で「今」を発信



2022年10月支援事業地訪問の様子

写真、動画は2022年10月以降に現地で撮影したものを使用しますので、今まさに起きている課題をご紹介します

② 国際NGOの実務者が登壇



昨年登壇WVJ支援事業部望月スタッフ

現地駐在スタッフや支援事業担当者が具体的にお話しますので、ネット検索や書籍からは得られない学びがあります

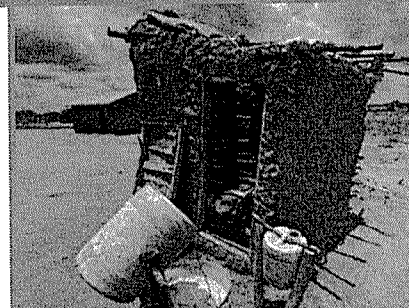
③ 参加型だから、楽しく深く学べる



昨年のサマースクールの様子。質問コーナーの時間を延長するほどたくさんの質問が参加者の皆さまから寄せられました

クイズや話し合いで主体的に学びを深めます。自分の意見を発表する、スタッフに直接質問するという経験ができます

④ 旅の醍醐味 ワクワドキドキ



バーチャルツアーで紹介するトイレ

「飲み水が足りない」「水洗トイレがない」「動物に遭遇」「悪路で立ち往生」等スタッフの経験を元に旅先ならではの出来事を演出し、特別なインパクトをもたらします

対面開催プログラム

World Vision 

10:00	イントロダクション
10:05	世界の子どもたちと水 大きな写真紙芝居 水汲み体験
10:40	休憩
10:45	正しい手洗いを学ぼう 手洗いチェック体験
11:15	質問タイム
11:25	クロージング
11:30	終了

●コンセプト(ストーリー):

大きな写真紙芝居でケニアの子どもたちの生活を知り、「水汲み体験」を通して水汲みの大変さや安全な水の大切さを学びます。塩野義製薬による「手洗いチェック体験」やクイズを通して感染症から身を守る方法を学びます。

●コンテンツ:

10:00-11:30(90分)

タイムテーブル: 左図参照

プログラム終了後11:30-12:00に自由参加の「質問コーナー」を設けます

対面開催4つの魅力

World Vision

① 体験を通して学ぶ



過去のサマースクールの様子

途上国で実際に使用しているタンクを使って「水汲み」を体験します。本物を手に取って感じたことが学習者の中に残り、水の大切さに理解が深まります。

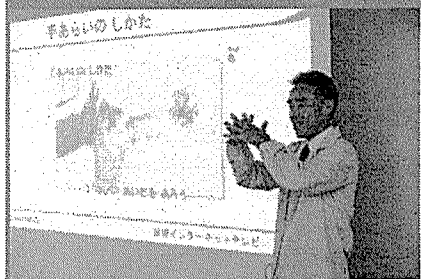
② 学びを生活に活かす



塩野義製薬社員による手洗いチェック体験

普段の手洗いの洗い残しを確認し、正しい手洗いを身に着け感染症から身を守ることができるようになります。

③ 直接「聞き」、「質問する」



昨年のサマースクール

支援実務者や塩野義製薬社員から直接話を聞きその場で質問できる機会をとおして「自分事化」をすることができます。

④ 親子で国際協カイベントに参加する楽しさ



過去のサマースクールの様子

世界の子どもたちの現状に親子で一緒に目を向け、アクションを起こすきっかけを作ります。帰宅後に親子で話し合い、事後学習が深まります。

ワールド・ビジョンは

キリスト教精神に基づいて
開発援助・緊急人道支援・アドボカシーを
行う国際NGOです

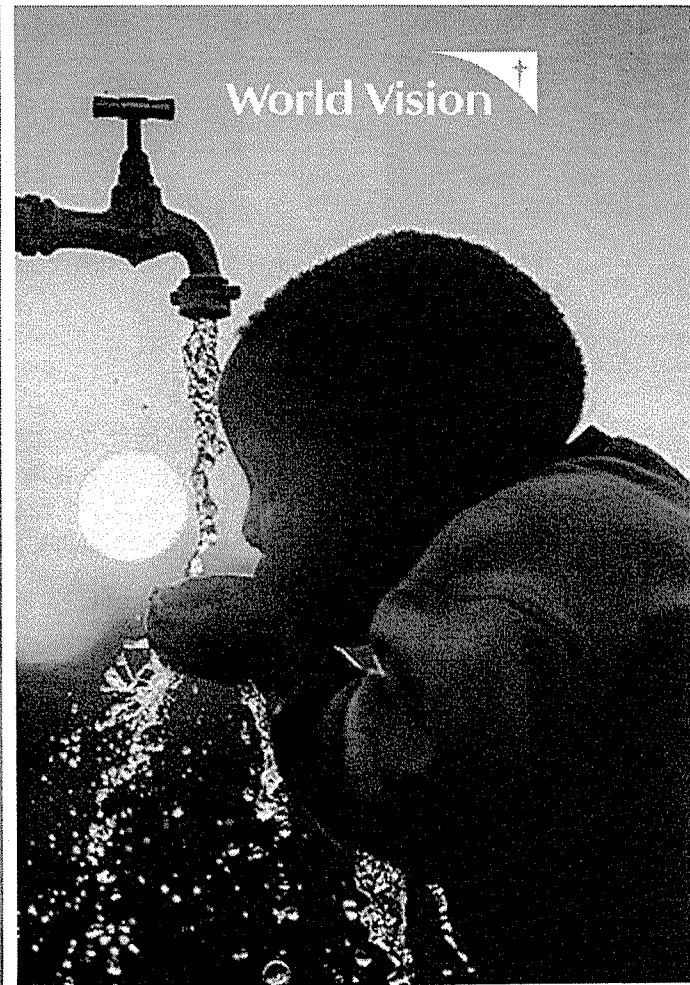
「すべての人々に何もかもはできなくとも、
誰かに何かはきっとできる」

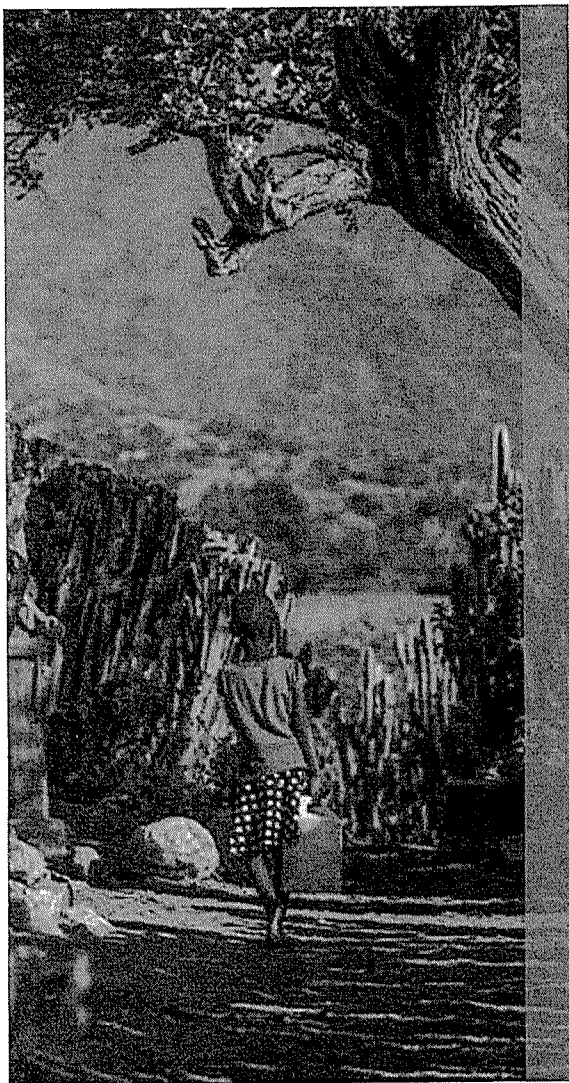
1950年設立

第二次世界大戦後の中国に
渡ったキリスト教宣教師ボブ・
ピアスが一人の少女の支援を
始め、より多くの支援を届ける
ため「ワールド・ビジョン」を設
立。

世界約100カ国で活動

宗教、人種、民族、性別にかか
わらず、すべての子どもたちが
健やかに成長できる世界を目指
して活動しています。





子どもたちの 健やかな成長を目指して

World Vision

開発援助

子どもたちの健やかな成長のために、チャイルド・スポンサーシップによる地域開発プログラムを核として、水衛生、教育、保健、栄養、生計向上の分野で開発援助事業を実施しています。



緊急人道支援

危機においてもっとも弱い立場に置かれる子どもたちを守るため、緊急支援、復興支援、防災・減災の活動を行います。



アドボカシー

貧困な紛争の原因について声をあげ、問題解決のために政府や市民社会に働きかけるアドボカシーに取り組んでいます。



世界に目を向けるきっかけを届ける グローバル教育

日本に住む子どもたちや若者が世界の現状をよく理解し、積極的に国際協力に参加していくことを願い、未就学・小学校・中学校・高校・大学向けのグローバル教育プログラムを実施しています。

2022年度実績

講師派遣: 66件7,988名 事務所訪問: 25件161名

サマースクール1回933名

外務省「2016年度NGO相談員業務」委託団体

文部科学省

「総合的な学習の時間」応援団ページ掲載団体

東京都教育委員会

「オリンピック・パラリンピック教育推進支援事業」実施団体

公益財団法人 東京学校支援機構TEPRO登録団体

「すべての人々に何もかもはできなくとも、
誰かに何かはきっとできる」



World Vision

特定非営利活動法人
ワールド・ビジョン・ジャパン

〒1640012
東京都中野区本町1-32-2
ハーモニータワー3F
電話：03-5334-5350
FAX：03-5334-5359

www.worldvision.jp



東京メトロ丸ノ内線、都営大江戸線
「中野坂上駅」より徒歩1分

事業予算書

事業名 ワールド・ビジョン・サマースクール2024

団体名 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

収 入	単 位 : 円	支 出	単 位 : 円
団体自己資金	381,670	印刷製本費	90,090
		通信費	15,510
		運搬費	165,440
		交通費	45,000
		保険料	5,630
		広報費	20,000
		雑費	40,000
計	381,670	計	381,670

2024年3月4日

(備 考)

特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中野区本町1丁目32番2号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本団体は、キリスト教精神に基づく民間の手による援助団体であり、飢饉、疫病、極貧、災害、戦禍等にあえぐ人々、特に開発途上国の人々に対して、世界のワールド・ビジョンと同一の理念並びに精神に立って、総合的、継続的、全人的援助事業を行い、もってそれらの人々の自立、発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動。
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (3) 社会教育の推進を図る活動。
- (4) まちづくりの推進を図る活動。
- (5) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (6) 環境の保全を図る活動。
- (7) 災害救援活動。
- (8) 地域安全活動。
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (11) 子どもの健全育成を図る活動。
- (12) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 世界各地、特に開発途上国の援助を必要としている子どもたち、並びにその家族等への援助。
- (2) 飢饉、水害等の災害、並びに戦禍等に対する緊急援助。
- (3) 世界各地、特に開発途上国における、地域の自主的開発を促進するための健康

管理、教育振興、指導者育成、環境改善、地域開発等に対する援助、助成。

- (4) 援助活動のための人材派遣。
- (5) 援助活動についての情報の収集、調査及び研究。
- (6) 各国政府、国連諸機関並びにNGO等との相互連携及び協力。
- (7) キリスト教諸団体との相互連携、協力並びに援助。但し、これに係る支出は、そのために指定された寄付金のみをもってこれにあてる。
- (8) 援助活動に関する啓発及び広報。

2 この法人は次の収益事業を行う。

- (1) 物品販売。
- (2) ビデオ、写真パネル等の物品貸付。
- (3) コンサート、バザー等のイベント。
- (4) 出版。
- (5) 他の者の委託に基づく調査、研究、情報の収集及び提供や検査等の事業。

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の理念と目的に賛同し、本法人の活動を支援するために入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の活動に賛同し、本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員として入会しようとする者は、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を得なければならない。

3 正会員及び賛助会員として入会しようとする者については、正当な理由がない限り入会を拒むことはできない。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上音信が不通のとき。

(4) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

2 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は賛助会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上音信が不通のとき。

(4) 正当な理由なく継続して2年以上会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上12人以内。

(2) 監事 2人。

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

3 理事のうち、1人を特別顧問理事、1人を名誉会長、1人を常務理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 特別顧問理事、名誉会長、理事長、副理事長及び常務理事は理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 特別顧問理事は、理事としての職務を行うことに加えて、この法人の運営上重要な事項について、理事長の諮問に応じる。

- 2 名誉会長は、理事としての職務を行うことに加えて理事長に対し、この法人の運営についての助言を行う。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 常務理事は、理事長の下にあつて業務全般を総括し執行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要がある場合には理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更。

(2) 解散及び合併。

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更。

(4) 事業報告及び収支決算。

(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬。

(6) 会費の額。

(7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8) 事務局の組織及び運営。

(9) その他運営に関する重要事項。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第7項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）。
- (3) 審議事項。
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事

項とする。

- 2 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録等)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産。
- (2) 会費。
- (3) 寄付金品。
- (4) 財産から生じる収入。
- (5) 事業に伴う収入。
- (6) 募金その他の収入。

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別

に定める。

第8章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計。

(2) 収益事業会計。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第49条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない場合を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議。
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能。
 - (3) 正会員の欠亡。
 - (4) 合併。
 - (5) 破産。
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し。
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第52条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、本法人と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報においてこれを行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第11章 事務局

（事務局の設置）

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

(職員の任免)

第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

事務局長は、常務理事が兼務することができる。

(組織及び運営)

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年9月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2000年9月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 個人：年間1口1万円 1口以上。
団体：年間1口3万円 1口以上。
 - (2) 賛助会員 個人：年間1口3千円 1口以上。
団体：年間1口3千円 3口以上。
- 7 この定款の第13条 第14条 第15条および第57条の一部について認証書(2002年1月18日付13生都協市特第1162号)に基づき変更した。
- 8 この定款の第13条 第14条 第15条および第23条の一部について認証書(2007年1月26日付18生都法特第2395号)に基づき変更した。
- 9 この定款の第2条の変更は、2012年7月1日から施行する。
- 10 この定款の第55条の変更は、2017年9月4日から施行する。
- 11 この定款の第5条について認証書(2018年2月27日付29生都管特第1734号)に基づき変更した。
- 12 この定款の第6条、第13条、第15条、第16条、第20条、第24条、第27条、28条、29条、32条、33条、35条、36条、37条、48条および50条の一部について2024年2月1日(認証書2024年2月1日付5生都管特第919号)から変

更する。

役員名簿

(2023年10月現在) 敬称略

役職	氏名	職業
理事長	片山 信彦	前 特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン事務局長
副理事長	飯島 延浩	山崎製パン株式会社代表取締役社長
理事	峯野 龍弘	ウェスレアン・ホーリネス教団淀橋教会牧師
理事	湊 晶子	学校法人 広島女学院 顧問
理事	三木 晴雄	玉の肌石鹸株式会社 相談役
理事	安西 愈	弁護士
理事	安藤理恵子	玉川聖学院 中等部・高等部学院長
理事	木内真理子	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン事務局長
理事	富岡 徹郎	国際基督教大学 常務理事
理事	チャールズ・バデノック	ワールド・ビジョン・インターナショナル パートナーシップ・リーダー
理事	森 清	社会医療法人財団大和会 理事(在宅サポートセンター担当)

監事	中島 秀一	日本イエス・キリスト教団荻窪栄光教会牧師
監事	小西 孝蔵	元農林中央金庫監事

(理事 11名、監事 2名)

ワールド・ビジョン・サマースクール 開催実績

FY	回数	参加者数	日時	対象	会場	協力・後援	テーマ	記事掲載
2005	2回	20	8月22日	中学生	WV事務所		途上国の子どもたちの生活を体験してみよう 児童労働	毎日新聞東京版 (告知) 2007/6/24 日経N4+ (告知) 2007/6/27 Yahoo!ポータルティ (告知) 2007/7/1 教育新聞 2008/9/9
		15	8月23日	小学生	WV事務所			
2007	1回	45	8月22日	小学生	WV事務所		教科書にのっていないアフリカ ダンス	
2008	1回	44	8月7日	小学生、保護者	WV事務所		世界の子どもたち	
		32	8月17日	3-6年生	WV事務所		小学生	
2009	2回	35	8月18日	3-6年生	WV事務所		水衛生	
		39	7月27日	2-6年生	WV事務所		新語、実習	
		35	8月18日	2-6年生	WV事務所		新語、実習	
		32	8月29日	小学5-中1年生	WV事務所		新語、実習	
2010	3回	32	7月28日	2-6年生	WV事務所		東日本大震災、貧困	
		26	8月18日	2-6年生	WV事務所		東日本大震災、貧困	
		32	8月19日	小学5-中1年生	WV事務所		東日本大震災、貧困	
2012	7日間	12	8月1日	小学生	WV事務所		みんなで「命の水」をつくらう！	
		450	8月27日-9月2日	4歳-小学生、保護者	六本木ヒルズ 6th Floor 2階		みんなで「命の水」をつくらう！ 8/28ゲスト：東尾理子さん	(他の水関連12件、東尾さん関連17件を重複あり)
2013	10日間	不特定多数	7月27日-8月5日	実践学校、小学生、保護者	ピースアーチ広場		みんなで「命の水」をつくらう！	
2014	1回	35	7月30日	3-6年生	ハーモニーホール		みんなで「命の水」をつくらう！	
2015	1回	46	8月5日	3-6年生	ハーモニーホール		きみもグローバル・キッズになろう！	J-COM 中部2016/8/18
2016	2回	41	8月18日	3-6年生	ハーモニーホール		きみもグローバル・キッズになろう！	
		43	8月19日	3-6年生	ハーモニーホール		きみもグローバル・キッズになろう！	
2017	2回	76	8月2日	3-6年生	ハーモニーホール	後援：中野区教育委員会	グローバル・キッズになろう！ ゲスト：ステイブンさん	Yahoo!Japanポータルティ (告知) 2017/5/2 PRESIDENT Online (告知) 2017/6/1 朝日新聞デジタル (告知) 2017/6/1 産経ニュース (告知) 2017/6/1 リセマム (告知) 2017/6/2 Infoseek 東京NEWS (告知) 2017/6/2 【速報】アンテナ (告知) 2017/6/2
		78	8月3日	3-6年生	ハーモニーホール	後援：中野区教育委員会	グローバル・キッズになろう！ ゲスト：ステイブンさん	
		41	8月24日	3-6年生	WV事務所		グローバル・キッズになろう！	
2018	3回	24	7月28日	1-3年生	WV事務所	後援：中野区教育委員会	世界の子どもたち	
		25	7月28日	1-3年生	WV事務所		世界の子どもたち	リセマム (告知) 2018/5/15
		38	8月2日	4-6年生	WV事務所		親長の子どもたち	
		64	7月23日	1-3年生、保護者	WV事務所	後援：中野区教育委員会	世界の子どもたち	リセマム (告知) 2019/5/17
2019	4回	54	7月27日	1-3年生、保護者	株式会社Sp****	後援：中野区教育委員会 会場協力：株式会社Sp****	世界の子どもたち ゲスト：東尾理子さん	デイリースポーツ 2019/8/5
		43	8月1日	小学4-6年生	WV事務所	後援：中野区教育委員会	親長の子どもたち	
		42	8月4日	1-3年生、保護者	WV事務所	後援：中野区教育委員会 協力：塩野製菓株式会社	手洗いの大切さ	
2020	1回	170	8月18日	1-6年生	オンライン	後援：中野区教育委員会	世界の子どもたち	ICT教育ニュース (告知) 2020/8/6 リセマム (告知) 2020/8/12 リセマム (告知) 2021/7/9 東奥知新聞 2022/8/25 クリスチャン新聞 (新聞・WEB) 2021/9/12 岩手新聞 2022/9/15
2021	4回	264	8月11日	1-3年生、保護者	オンライン		世界の子どもたちを救う保護	
		171	8月11日	4-6年生	オンライン		世界の子どもたち 権利と多様性	
		240	8月18日	1-3年生、保護者	オンライン	協力：塩野製菓株式会社	新型コロナウィルスと世界の子どもたち	
		157	8月18日	4-6年生	オンライン		新型コロナウィルスと世界の子どもたち	
2022	4回	288	7月28日	1-6年生	オンライン		SDGsゴール3「健康な世界の子どもたち」	リセマム (告知) 2022/5/2 ストブレ！ (告知) 2022/5/3 PR TIMES STORY 2022/6/13 東奥知新聞 2022/8/25 北日本新聞 2022/8/28 静岡新聞 2022/9/1 新潟日報新聞 2022/9/9 岩手日報新聞 2022/9/15 ゲリー東北 2022/9/24
		133	8月3日	1-3年生	オンライン	後援：中野区教育委員会 協力：塩野製菓株式会社	SDGsゴール3「健康な世界の子どもたち」	
		82	8月3日	4-6年生	オンライン	協力：塩野製菓株式会社 シノノギヘルスケア株式会社	SDGsゴール3「健康な世界の子どもたち」	
		99	8月5日	4-6年生	オンライン		SDGsゴール16平和「子どもの権利と多様性」	
2023	1回	933	7月27日	1-6年生	オンライン	後援：中野区教育委員会 協力：塩野製菓株式会社 シノノギヘルスケア株式会社	バーチャルツアーでメキシコの子どもたちに会いに行こう 塩野製菓と一緒に感染症からみんなを守る方法を考えよう	博愛報行機 2023/6/21 (前編) 博愛報行機 2023/6/22 (後編) 朝日新聞東京版、デジタル 2023/8/5

「^{せかい}世界」を知りたい ^{しょうがくせい}小学生のみなさんへ

World Vision

この子を救う。未来を救う。

ワールド・ビジョン・サマースクール2024

さんかがた
参加型オンラインイベント

7月25日(木) 10:00-11:30

たいめんかいさい
対面開催

7月26日(金)・27日(土) 10:00-11:30

さんかひ
参加費
むりょう
無料
¥0



きみも、グローバルキッズになろう！

世界を知り、考える、毎年好評の参加型イベント「ワールド・ビジョン・サマースクール」。今年、バーチャルツアーを通して、まるで現地に行っているかのような演出やクイズに参加しながら楽しく参加できるオンライン開催と、本物に触れ、体験を通して学ぶ対面開催です。皆様のご参加をお待ちしています！

たいしょう ほんごしや
対象：小学1～6年生と保護者

かいさい
オンライン開催

たいめんかいさい
対面開催

日時：7月25日(木) 10:00-11:30

定員：500組1000名

参加方法：Zoom

パソコンまたはタブレット

からご参加ください



日時：7月26日(金) 10:00-11:30

会場：ワールド・ビジョン・ジャパン事務所
中野坂上駅より徒歩1分

定員：10組20名

日時：7月27日(土) 10:00-11:30

会場：文京シビックホール多目的室
後楽園駅・三田駅より徒歩1分

定員：20組40名

※7/26と27は同じプログラムです

主催：特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

電話 03-5334-5351 ホームページ www.worldvision.jp

〒164-0012 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー3F

ワールド・ビジョンは、キリスト教精神に基づいて開発援助・緊急人道支援・アドボカシー（市民社会や政府への働きかけ）を行う国際NGOです

協力：塩野義製薬株式会社

シオノギヘルスケア株式会社

後援：中野区教育委員会（申請中）

文京区教育委員会（申請中）



この夏、お子さまが世界に目を向け、 興味を持つ「きっかけづくり」をしてあげませんか？

サマースクールは、日本に住む子どもたちに世界のことを知り・考える機会を持ってもらうための参加型イベントです。世界の子もたちを取り巻く課題を知り、解決のために自分にできることを考え、行動する「グローバル・キッズ」になってくれることを願っています。

「安全な水が十分に手に入らない」、「病院が近くにない」等の課題を参加者の皆さまと一緒にリサーチし、SDGs（持続可能な開発目標）にも理解が深まるので、夏休みの自由研究にもぴったりの内容です。



オンライン開催

自宅にいながら、アフリカ体験！



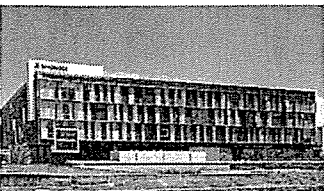
まるで現地に行っているかのような楽しい演出を交えながら、ケニアの子どもたちに会いに行きます。アフリカの大自然や日本とは異なる家・食べ物・暮らし等を感じることで、お子さまの世界への興味を引き出します。

昨年参加の97%が「楽しかった！」と回答



クイズや質問コーナー等を交えてお気軽にご参加いただけるプログラムです。お子さまのペースに合わせてご家族皆さまでクイズに挑戦したり、話し合ったり、リラックスしてご参加ください。

夏休みの自由研究のテーマにぴったり！



アフリカの子どもたちの家庭や学校を訪問し、国や地域による生活の違いを知ることができます。さらに塩野義製薬株式会社の協力により、感染症を取り巻く社会課題に対して私たちに何ができるのか、一緒に考えます。ご参加くださった方には「夏休みの自由研究キット」をお送りします。

対面開催

スタッフから直接話しをきける！



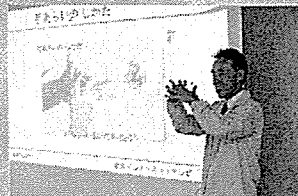
待望の対面プログラムがついに再開します！水衛生をテーマに、世界の子どもたちの生活について、わかりやすい写真やパネルを使用して説明します。

実際に、水汲みタンクを持ってみよう！



子どもたちから一番反響の大きい実体験です。イベントでは、実際に、ケニアやウガンダで子どもたちが水汲みに使っているタンクを持ち、歩いてみる体験をすることができます。

手洗いチェック体験をしよう！



塩野義製薬株式会社の協力により、実際に手を洗った後に洗い残しのわかる機械を使用した「手洗いチェック」や正しい手洗いについてレクチャーを受けます。

オンライン開催は、定員に達し次第、締め切りますのでお早めにお申し込みください！お待ちしております！

オンライン開催申し込み締め切り

7/19 (金) 正午

対面開催は、申し込み多数の場合、抽選を行います。抽選結果のご連絡は6/26を予定しています。

対面開催申し込み締め切り

6/21 (金) 正午

お申し込み
オンライン・対面共通



ワールド・ビジョン・サマースクール2024

さんかがた
参加型オンラインイベント

7月25日(木) 10:00-11:30

たいめんかいさい

対面開催

7月26日(金)・27日(土) 10:00-11:30

さんかひ
参加費
むりよう
無料
¥0



きみも、グローバルキッズになろう！

まるでアフリカに行っているかのような楽しいバーチャルツアーでアフリカのお友達の家や学校に行ってみよう！
対面開催で「水くみ体験」や「手洗いチェック」をやってみよう！
みなさんのご参加をお待ちしています！

たいしょう ぼごしゃ
対象：小学1～6年生と保護者

お申し込み
オンライン・対面共通



かいさい
オンライン開催

日時：7月25日(木) 10:00-11:30

定員：500組1000名

参加方法：Zoom

パソコンまたはタブレットから

ご参加ください

たいめんかいさい
対面開催

※7/26と27は同じプログラムです

日時：7月26日(金) 10:00-11:30

会場：ワールド・ビジョン・ジャパン事務所

中野坂上駅より徒歩1分

定員：10組20名

日時：7月27日(土) 10:00-11:30

会場：文京シビックホール多目的室

後楽園駅・三田駅より徒歩1分

定員：20組40名

主催：特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン

協力：塩野義製薬株式会社 シオノギヘルスケア株式会社 後援：中野区教育委員会 文京区教育委員会

2024年2月28日

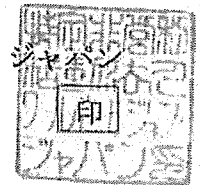
確認書

文京区教育委員会 殿

住所（所在地） 中野区本町1-32-2
ハーモニータワー3F

申請者（申請団体） 特定非営利活動法人
ワールド・ビジョン・

代表者名 理事長 片山信彦



文京区教育委員会 共催・後援名義を申請するに当たり、文京区教育委員会
後援名義等使用承認要綱を遵守し、以下の行為は行いません。

- 1 営利を目的とした行為
(物品の販売、会員の勧誘、営利目的事業の宣伝・チラシ配付等の行為)
- 2 政治的又は宗教的な行為
- 3 その他委員会の教育方針等に反する行為

仮に違反した場合、後援名義等使用承認要綱に基づき、後援名義使用の承認を
取消されることを了解しています。